

指定居宅介護支援重要事項説明書

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 美土里会
- (2) 法人所在地 青森県上北郡七戸町字寒水70番地17
- (3) 電話番号 0176-62-2761
- (4) 代表者氏名 理事長 盛田 薫
- (5) 設立年月日 昭和62年7月30日

2 美土里荘在宅介護支援センター

(1) 提供できる居宅サービスの概要

事業所名	美土里荘在宅介護支援センター
所在地	青森県上北郡七戸町字寒水70番地17
電話番号	0176-51-3890
FAX	0176-51-3758
事業所番号	指定事業所番号 0272500091
サービスを提供できる地域※	上北郡内の町村、十和田市、三沢市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

職名	資格	人員	業務内容
管理者	介護支援専門員	1名 (介護支援専門員兼務)	業務と従業員の一元的管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	居宅介護支援の提供

(3) サービスの提供時間帯

平日 (月～金)	午前8:00～午後5:00
相談受付	24時間
休業日	土・日、12月29日～1月3日

※緊急連絡先 0176-62-2761 特養老人ホーム 美土里荘

3 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

①目的

- ・高齢者が、要支援状態又は要介護状態になった場合、その方が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- ・介護保険の対象となる方への支援として、「居宅介護支援事業」及び「要介護認定の訪問調査」を実施します。
- ・介護保険の対象とならない方への支援として、介護予防、生活支援サービス等の調整をします。

②方針

- ・高齢者の保健福祉を推進する上で、公正かつ、公平・中立の機関であることを踏まえ、高齢者ご本人と、そのご家族からの介護・生活支援・介護予防等、日常生活における各種の相談、各種届け出書類の申請代行、情報提供及びサービスの調整を行ないます。
居宅介護サービス計画の作成と評価を通して、継続的な援助を行ないます。
- ・医療機関、行政機関、社会福祉協議会、民生委員、町内会長、地域団体他の居宅介護支援事業者との連絡を密にして、地域全体で高齢者ご本人とご家族の生活の質の向上を図ります。
- ・コンピューターシステムを利用し、いち早く情報収集につとめ、在宅支援の中に効果的に活かしていきます。
- ・職員は資質の向上を図るため積極的に研修会に参加します。
- ・各種サービス利用をめぐる苦情等については、真摯に受け止め、迅速かつ誠実に解決していくよう努力します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ご契約者の心身の状況を把握した上で、ご契約者とそのご家族の希望に添った「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成いたします。
- ・居宅サービス計画の作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。
- ・ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握いたします。
- ・必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介 護 支 援 専 門 員	担当者の変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	包括的自立支援プログラムを使用しています
介護支援専門員への研修の実施	年2回以上 専門知識修得のため研修に参加しています
その他	ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います

4 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス料金の金額を一旦お支払いいただきます。

要介護1・2	要介護3・4・5
12,489 円	16,226 円
介護職員等処遇改善加算	
2.1%（上記金額に加算）	

(2) 交通費

上記の2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。
自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えると1キロメートルにつき23円いただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
お申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書でお知らせするとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の申し出がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

①事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 在宅介護支援センター機 所 長 盛田 薫
主任介護支援専門員 手代森 真純

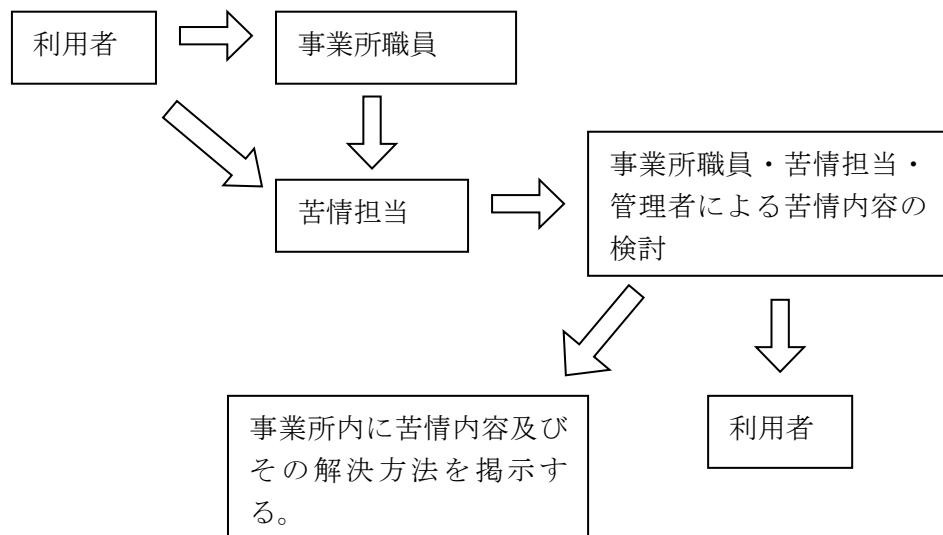
TEL 0176-62-2761 FAX 0176-62-2762

受付日 年中（ただし、12月29日～1月3日を除く）

受付時間 午前8：00～午後5：00

②苦情処理体制

苦情処理フロー



③その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・七戸町健康福祉課 0 1 7 6－6 8－3 5 0 0
- ・青森県国民健康保険団体連合会【苦情処理委員会】
 0 1 7－7 2 3－1 3 3 6
- ・青森県運営適正化委員会
 0 1 7－7 3 1－3 0 3 9

7 緊急発生時の対応方法

居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡するとともに、事例に応じて警察への通報や救急隊又は主治医への連絡等の措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の責により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8 個人情報の守秘義務について

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報を正当な理由なく他へ漏らすことはありません。また、職員でなくなった後においても同様とします。

9 高齢者の虐待への対応

高齢者の尊厳保持のため、高齢者虐待に対する共通意識を持ち、高齢者虐待の早期発見、関係機関への通報など、高齢者や介護者（家族）に適切な対応を行います。

10 感染症・災害への対応力強化

感染症及び災害発生時においては、事業継続計画（BCP）に基づき日頃から準備を行います。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者又は身元引受人に対して本書面に基
づいて、重要な事項を説明しました。

名 称 指定居宅介護支援事業所
美土里荘在宅介護支援センター様

説明者 職 介護支援専門員

氏 名 手代森 真純 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅
介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者

住 所

氏 名 印

(身元引受人)

住 所

氏 名 印

(続 柄) _____